

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

雇用保険の適用対象者の範囲の拡大及び特定求職者の範囲に関する暫定措置に係る改正の施行期日を令和

十年十月一日から令和八年四月一日に改めること。

(附則第一条第四号関係)